誰も が 活躍 する
農業・農村 を目指して

～土地改良団体における男女共同参画の手引き～

令和４年３月作成
令和８年９月改訂

農林水産省農村振興局
整備部土地改良企画課

土地改良関係の皆様におかれましては、日頃より農業農村整備の推進に御理解と御尽力いただきありがとうございます。

近年、農業者の減少・高齢化、農業水利施設の老朽化、自然災害の激甚化など、農業・農村を取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中、令和７年４月には土地改良法の改正、また同年９月には新たな「土地改良長期計画」が策定され、農地の整備や生産性の向上に加え、これまで整備された農業水利施設を適切に保全管理し、その機能を持続的に確保していくことが重要な取組として位置付けられています。こうした取組を進めていくうえで、地域の農業基盤を支える土地改良区の重要性はますます高まっています。

また、土地改良区が将来にわたってその役割を果たし続けていくためには、多様な視点や経験を取り入れながら、活力ある組織づくりを進めていくことが大切であり、男女共同参画の推進はそのための重要な取組です。

新たな「土地改良長期計画」においても、『土地改良区（土地改良区連合を含む。）の理事に占める女性の割合を令和11年度に10％以上とする』成果目標が掲げられています。

女性理事の登用については、これまでも各地の土地改良区で積極的な取組が進められ、女性理事の割合はこの５年間で６倍以上になるなど着実に成果が積み重ねられてきました。

こうした取組の輪をさらに広げていけるよう、引き続き関係者と連携しながら各地の取組を後押ししてまいりますので、今後ともより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

令和８年９月

農林水産省農村振興局長
松本　平

手引きについて

この手引きは、土地改良団体における男女共同参画を進めるために作成したものです。

土地改良区が女性理事を登用するために役立つ３つの要素

Ⅰ．よくある質問と答え

Ⅱ．参考になる情報

Ⅲ．行動計画作成ツール

により構成されています。

関心のあるところから読み始めていただき、そこから関連する参考情報に移っていただくなど、使い方は自由です。

土地改良区の未来を拓いていただく理事長さんはじめ役員の皆様、事務方幹部の皆様に大いに活用いただければ幸いです。

※　成果目標となった女性理事登用に特化した内容になっています。
誰もがいきいきと働く土地改良団体への重要なスタートと捉えてください。

成果目標：土地改良区（連合を含む）における女性理事について

第６次男女共同参画基本計画（令和８年３月閣議決定）
女性理事が登用されていない組織数　⇒　令和12年度：　0
理事に占める女性の割合　⇒　令和12年度：　10%

食料・農業・農村基本計画（令和７年４月閣議決定）
理事に占める女性の割合　⇒　令和12年度：　10%

土地改良長期計画（令和７年９月閣議決定）
理事に占める女性の割合　⇒　令和11年度：　10%以上

■　参考
理事に占める女性の割合の推移（各事業年度末現在）
令和３年度：　0.6%　⇒　令和４年度：　0.8%　⇒　令和５年度：　1.4%
⇒　令和６年度：　2.6%　⇒　令和７年度：　4.0%

Ⅰ．よくある質問と答え

Q１．女性理事がいなくてもこれまで問題は無いが、登用する必要はあるのか
Q２．男性主体の組織だから女性の登用は困難では
Q３．様々な課題への対応に追われているため、女性理事登用は後回しでよいか
Q４．女性理事登用には事務や費用の負担が増すのでは
Q５．どうやって女性理事候補を見つけるのか
Q６．どうすれば女性理事就任を説得できるのか
Q７．どのような手順で女性理事登用を進めればよいか
Q８．女性理事登用後、女性に理事として定着してもらうためにどのようなことをすればよいか
Q９．行政や都道府県土連はどんな支援をしているのか

Ⅱ．参考となる情報

参考情報１．女性理事登用による組織運営の変化
参考情報２．施設管理の省力化への支援
参考情報３．建設産業における男女共同参画
参考情報４．水土里ビジョンの取組
参考情報５．労力をかけることにより期待される組織の変化（事例紹介）
参考情報６．将来を見据えた理事構成のイメージ
参考情報７．スムーズな候補者の選定（事例紹介）
参考情報８．女性理事候補者に説明するときのポイント
参考情報９．理事になりたくないと言われたら
参考情報10．女性理事候補者に説明するときの工夫（事例紹介）
参考情報11．土地改良区において女性が参画しやすい環境
参考情報12．支援体制のイメージ
参考情報13．農林水産省補助事業

Q１　女性理事がいなくてもこれまで問題は無いが、登用する必要はあるのか

A

土地改良区の意思決定に多様な人々が参画することで、運営に新しい見方や考え方が加わります。これにより、これまでにない取組や発展につながる可能性が広がります。

例えば、新しく理事になった女性の率直な疑問がきっかけとなり、 これまで見過ごされてきた課題の発見や見直しにつながることもあります。

また、基幹的農業従事者の約４割は女性※であり、地域農業を将来にわたって考えていくうえで、女性の意見や経験を活かすことは重要です。

女性の理事が加わることで、土地改良区の活動はどのように広がっていくのでしょうか。ぜひ、土地改良区のこれからの姿を思い描いてみてください。

※　農林水産省 「2025年農林業センサス」より

参考情報１　女性理事登用による組織運営の変化

○　**職員の職場環境の改善**

・職員の給与等を改善したことで、**職員のモチベーションが上がった**。
この結果、**職場の雰囲気は明るくなり、業務効率もUP**した。

・女性の職員は人数が少ないことから、職場環境に関する要望を出しづらいと考え、**女性の職員に聞き取り**を行った。
聞き取った要望を理事同士で共有し、職場環境の改善を実現した。

○　**組合員との関わり方の変化**

・賦課金滞納者との面談において、**場を和ませることで、賦課金納付に応じてもらえた**。

・組合員から**相談しやすいと言ってもらえた**。

○　**役員の意識などの変化**

・就任して間もない女性理事に対する知識面でのフォローを通じて、
役員同士のコミュニケーションが生まれている。

・**育児休暇や介護休暇の取得に対して前向きな姿勢が生まれている**。

出典：令和７年度土地改良団体における実践的な男女共同参画支援業務によるアンケート結果
（アンケート対象者は女性理事）

Q２　男性主体の組織だから女性の登用は困難では

A

土地改良区の運営については、組合員が男性中心であることや、理事が施設の維持管理作業を担う場合があることから、「男性が中心にならざるを得ない」というイメージを持たれているかもしれません。

しかし、近年は機械の性能向上やIT技術の発展により、男女や年齢による体力面の違いが、必ずしも大きな負担とはならなくなってきています。

これまで男性が中心であった建設産業においても、女性活躍・定着促進の取組を進めており、男女が共に働くことで、職場環境の改善や働きやすさの向上につながるなど、良い循環が生まれています。

土地改良区における女性理事の登用は、女性を単に増やすことが目的ではなく、意思決定機関の多様化を図る取組です。その実現のためには、女性が参画しやすい環境づくりや、従来の慣習を見直すことが重要です。新たな一歩を踏み出してみてはいかがでしょうか。

参考情報２
施設管理の省力化への支援

土地改良施設維持管理適正化事業
（防災減災機能等強化事業）

土地改良施設の管理の省力化のための施設整備を国庫補助率50%で支援

【事業活用例】
①　樋管の開閉装置を手動型→電動型
　○　効果
　・**管理者の操作労力の大幅な軽減**
　・**緊急時にも迅速かつ安全に対応可能**

②　幹線用水路に遠隔監視制御装置を整備
　○　効果
　・点検、操作が現地→遠隔となり、**施設管理の労力とコストともに削減**
　・**降雨時にもきめ細やかな運転が可能**

出典：全国土地改良事業団体連合会中央土地改良管理指導センター「土地改良施設の診断・管理指導事例集　令和７年度」

参考情報３
建設産業における男女共同参画

国土交通省と建設業５団体が官民一体なって、建設産業における女性活躍・定着促進の取組を推進

【男女共同参画が快適な職場環境へとつながった建設業者の例】
・**女性に加え、男性の育児参加に対する意識が向上**した
・経験豊富な技術者が**長く働き続けられる環境を整えることに繋がった**
・協力的な職場環境のおかげで、プライベートの相談もしやすくなり、**会社への信頼度が高まった**

出典：国土交通省「建設産業における人材確保・定着に向けた出産・育児等との仕事の両立支援パンフレット」

Q3　様々な課題への対応に追われているため、女性理事登用は後回しでよいか

A　**組合員の高齢化や農業水利施設の老朽化、災害リスクの増大、所有者不明農地の増加など、土地改良区を取り巻く課題は年々多様化しています。**

こうした中で、将来にわたり農業生産基盤を維持していくためには、これまでの考え方にとらわれない体制づくりに取り組むことが重要です。その一つとして、ぜひ女性理事の登用をご検討ください。

また、土地改良区は、市町村や農業委員会など地域の関係者と連携し、連携管理保全計画（通称「水土里ビジョン」）を策定することができます。水土里ビジョンは農業生産基盤の保全と土地改良区の運営基盤の強化を一体的に進めるための計画です。

この計画の中に女性理事の登用を位置づけることで、日々の課題対応の取組の一環として、女性理事の登用を進めることができます。水土里ビジョンの策定から一歩を踏み出すことも可能です。

参考情報４　水土里ビジョンの取組

水土里ビジョンとは

土地改良区、市町村、末端施設の管理者等の地域の関係者が連携して、地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を策定し、取り組むもの。(土地改良法第57条の11)

更に詳しく！　連携管理保全計画（水土里ビジョン）について：農林水産省

Q４　女性理事登用には事務や費用の負担が増すのでは

A

新しい取組を行う際には、事務作業の増加や費用がかかることがあります。女性理事の登用についても、手続きや就任後のフォローに一定の時間や労力が必要となる場合がありますが、それらが組織に良い変化をもたらすこともあります。

また、女性理事を迎えるために理事定数を増やす場合には、理事報酬などの新たな金銭的負担が生じ、理事や組合員から慎重な意見が出ることも想定されます。

このため、女性理事の登用を進めるにあたっては、将来の理事構成を見据えた考え方が重要です。将来的には、理事に女性がいることが自然な姿となり、もとの理事定数の中で、男性・女性の双方が含まれる体制を目指すことを、組織の目標として掲げてみてはいかがでしょうか。

参考情報５
労力をかけることにより期待される組織の変化

伊佐市山野十曽土地改良区（鹿児島県）
若手理事登用事例

・地域の理事の声かけから若返りが実現
・理事13人中、40代の男性が２人、30代の女性が１人（令和８年１月29日現在）

・若手理事に土地改良について説明するにあたっては、**説明する側も知識がブラッシュアップされ、他の理事のスキルアップにもつながる**

参考情報６
将来を見据えた理事構成のイメージ

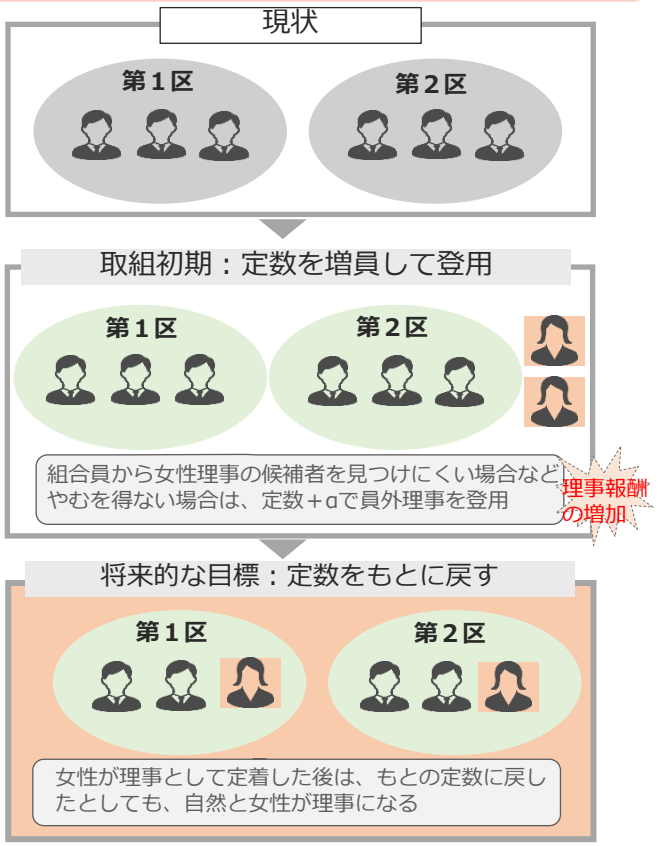

Q5　どうやって女性理事候補者を見つけるのか

A　**組合員から登用する場合、次の方法が考えられます。**
・地域で話し合って、現在の女性組合員から登用
・利用権の設定等を行い、新たな組合員になってもらい登用

組合員から登用することで、土地改良事業の受益者である組合員自身が、土地改良区の役割を「自分ごと」として理解しやすくなることや、賦課金額の考え方を納得して受け止めやすくなるといった利点があります。

また、家族経営において男性が組合員となるという従来の考え方を見直すことも検討してみてはいかがでしょうか。

一方、員外理事制度の活用も有効です。定款に定めることで、理事の５分の２まで登用することができます。

員外理事の候補者として、次のような事例があります。
・組合員の家族（配偶者や子など）
・農業委員、JA役員、自治会役員など、農業や地域事情に詳しい方
・都道府県や市町村の○○委員や○○相談員、人材バンク登録者
・学識者、会計士、6次産業関係者など、専門分野の知識を持つ方　など

多様な視点を取り入れることが重要であり、候補者に特別な実績や専門的な能力を過度に求める必要はありません。

参考情報７　スムーズな候補者の選定

伊是名村土地改良区（沖縄県）
女性理事登用事例

・理事12人中、組合員の女性が１人、員外理事の女性が１人（令和８年１月現在）

・**総代から役員推薦委員（女性理事の候補者を推薦する委員）を選出**
・役員推薦委員が候補者へ働きかけ
・理事から「一緒に勉強していこう。」と声かけ

氷川土地改良区（熊本県）
若手理事登用事例

・理事25人中、50代以下が９人
50代以下のうち員外理事の女性が２人
（令和８年１月現在）

・員外理事は、**普段から、地域の農業者、行政、関係団体（農委・農協など）と情報共有するなど連携をとっている**おかげで、すんなりと見つけることができた

Q6　どうすれば女性理事就任を説得できるのか

A

候補者から「家庭や仕事が忙しい」といった理由で了承を得られない場合には、理事の業務内容や年間のおおよそのスケジュールを説明することが有効です。

また、
・なぜ、その方に理事をお願いしたいのか
・理事になることで、地域農業やその方自身にどのようなメリットがあるのか
を伝えることで、忙しい場合や、初めてで自信が持てない場合でも、引き受けてもらいやすくなります。

土地改良区としての思いを丁寧に伝えましょう。

〔ここに留意〕
・候補者に対する説明を大人数で行っていませんか
・女性理事に求める役割のハードルを高くしすぎていませんか
→候補者に過度なプレッシャーを与えないような説明を心がけましょう。

参考情報８　女性理事候補者に説明するときのポイント

員内、員外の違いなど、候補者ごとに説明する内容が異なってきます。
女性理事登用に対する思いを丁寧に伝えましょう。

共通事項	・理事の業務内容、会議等の年間スケジュール ・土地改良の未来のために必要であること ・不安があれば我々でフォローするということ
＋α 候補者に合わせて	・土地改良区とはどのような組織か ・どうして貴方に理事になってもらいたいか （説明の例：農業委員や農協役員を担っている候補者に対して「農委等での取組や議論を情報共有してもらいたい。」） ・候補者本人にとってのメリット （説明の例：農業経営を行っている候補者に対して「組合員との関わりが増えることで、農業者同士のつながりが広がり、候補者の経営にも良い変化が見込めるのではないか。」）

参考情報９　理事になりたくないと言われたら

女性が「理事になりたくない」という意見について
まずは「なりたくない」という本当の理由、気持ちを知ることが重要です。
処遇、仕事の内容、周囲の反応など、疑問や不安を聞き取りましょう。

もしかしたら少しの工夫で了承に至るかもしれません。

介護の関係で理事会を急に休むことになるかもしれない。
他の理事に悪い。

事情があるのは他の理事も同じ、お互い様なので皆さん気にしませんよ。私からAさんの心配を皆さんに伝えることもできますよ。

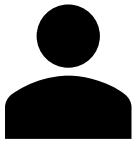

このような説明でずいぶん気が楽になるかもしれません。
丁寧な対応が男女共の働き方の改善につながることもあります。

男女共同参画は女性のためだけではありません。広く土地改良分野のためでもあり、ひいては皆さんの地域のためでもあります。

参考情報10　女性理事候補者に説明するときの工夫

富良野土地改良区（北海道）
女性理事登用事例

・理事13人中、女性が２人
(令和８年１月現在)

・理事長が主体となって候補者へ声掛けを実施
・遠方で飲食店も経営しており、日程調整が難しいと感じたが、**役員には年間スケジュールが共有されることの説明があった**ことがきっかけとなり、理事を引き受けた（女性理事の声）

てしおがわ土地改良区（北海道）
女性理事登用事例

・理事22人中、女性が２人
(令和８年１月現在)

・「何も分からない」などの不安があったが、**役員から「自分もそうだった」「全力でサポートする」などの言葉があった**ことで、やってみようと思えた。
・**理事会の様子を撮影した動画を見せていただいた**ことで、予め雰囲気がつかめた（女性理事の声）

Q7　どのような手順で女性理事登用を進めればよいか

A

女性理事の登用は、理事長をはじめとする現在の役員が中心となって女性理事登用について話し合い、方向性を共有することから始めましょう。

役員の合意が得られた後は、自らの土地改良区の状況を踏まえ、登用までの道のり（行動計画）を整理します。また、推進担当者や推進チームを設けることも有効です。

１．あなたの土地改良区の基本的事項を把握
①登用するのは員内？・員外？の目途をつける
⇒例えば組合員Aさんの妻は農業委員で活躍。員外理事で登用？
②登用人数は何人か
⇒例えば現在の役員定数12人
まずは女性を10%以上とすることを目指して２人登用
③定款変更の要・不要を判断
⇒例えば定数増（要・不要）と員外理事規定（要・不要）
④総会（総代会）の予定をたてる（下記は例）
⇒1回目（定款変更）令和　　年　　月
2回目（補欠選挙）令和　　年　　月女性理事登用

２．基本的事項を踏まえて登用までの道のり（行動計画）を策定
（ここに留意）
A：定款変更など女性理事登用のための制度上の手続きの流れ
B：女性理事候補を見つけて了解をいただく流れ

土地改良法

●員外理事は理事の５分の２までOK
●任期途中でも増員可能

定款変更

増員して員外理事を位置づける場合
(土地改良区定款例抜粋)
第○条　この土地改良区の役員定数は、理事○人及び監事○人とする。
２　前項の理事定数のうち、○**人は、組合員でない者とする。**
※ 理事定数は「○人以上○人以内」もOK
更に詳しく！
理事への多様な人材の参画に向けた定款変更

Q8　女性理事登用後、女性に理事として定着してもらうためにどのようなことをすればよいか

A

女性に理事として定着してもらうためには、土地改良区において女性が参画しやすい環境を整えることが大切です。

どのような環境が望ましいかについては、新しく理事になった女性の率直な意見が、大きなヒントになります。ぜひ、女性理事の声に耳を傾けてみてください。

こうした環境の整備を通じて、女性だけでなく、男性にとっても働きやすい環境づくりを進めていきましょう。

参考情報11　土地改良区において女性が参画しやすい環境

Q　今後、土地改良区において女性が参画しやすい環境とするために何が重要だと思いますか。（全国161人の女性理事の回答、複数回答可）

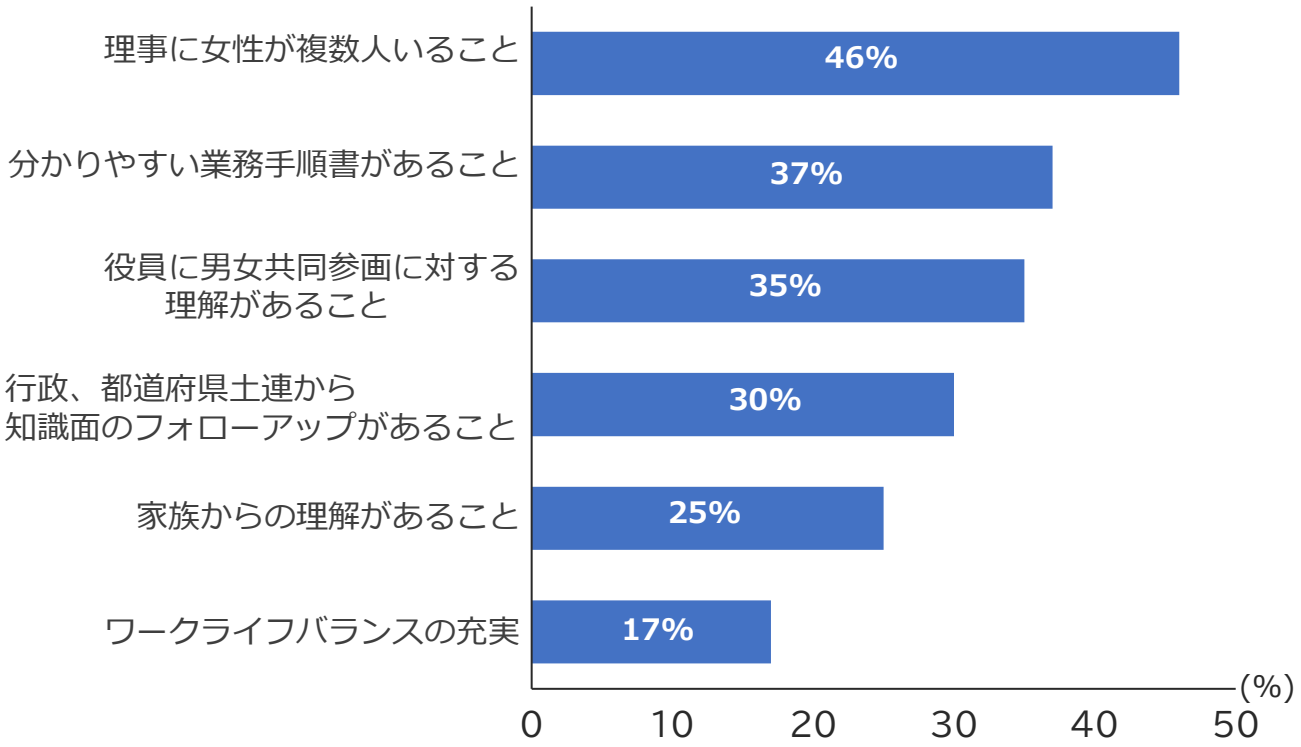

出典：令和７年度土地改良団体における実践的な男女共同参画支援業務によるアンケート結果

Q9　行政や都道府県土連はどんな支援をしているのか

A

農林水産省、都道府県、土地改良事業団体連合会などが連携し、各土地改良区の取組を支援しています。

都道府県では、土地改良区運営基盤強化協議会を設置し、女性理事登用を含めた支援体制を整えています。

また、農林水産省のホームページでは、女性理事登用の事例や定款の見直しに役立つ記載例など、取組の参考となる情報を発信しています。

土地改良事業団体連合会においても、「水土里ネット女性の会」や研修会を通じて、女性理事の交流や人材育成を支援しています。

このほか、農林水産分野における女性活躍の推進に活用できる補助事業もありますので、こうした支援制度も活かしながら、安心して取組を進めてください。

参考情報12　支援体制のイメージ

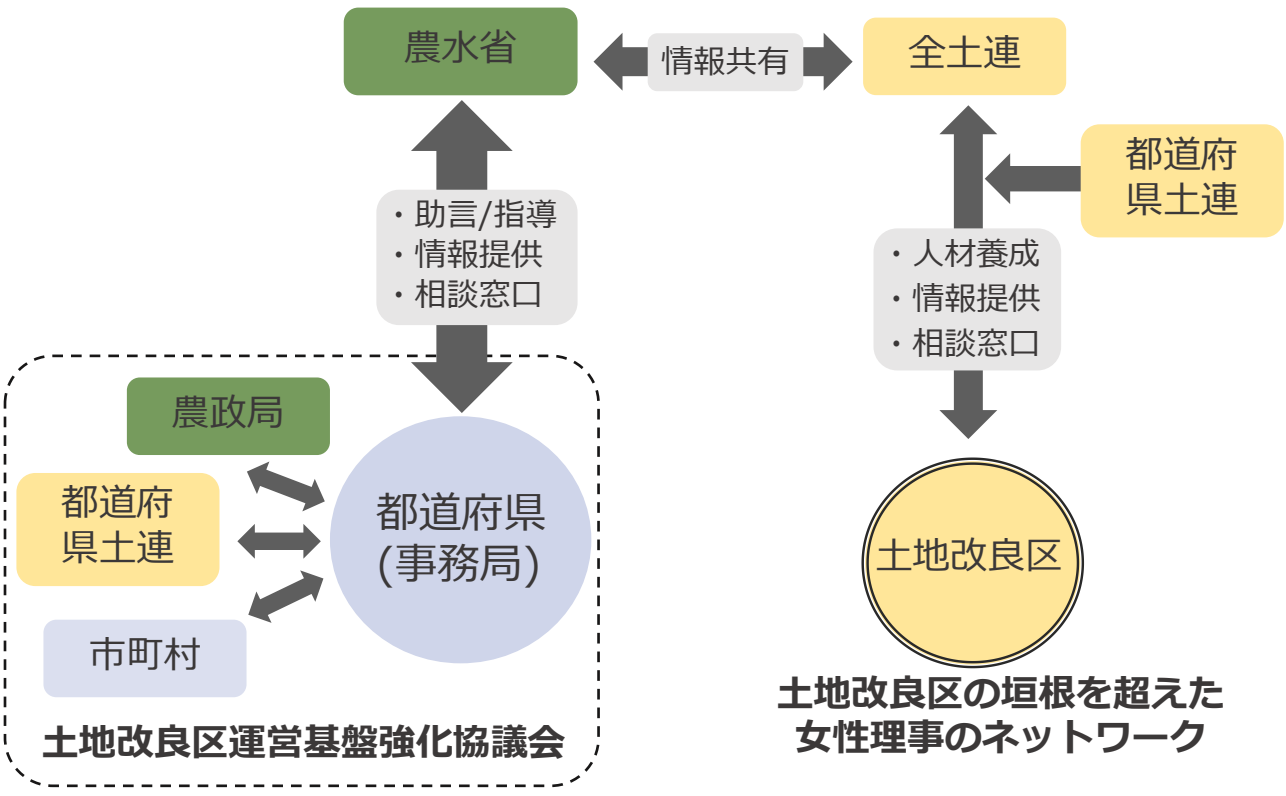

参考情報13　農林水産省補助事業　※　令和８年９月現在

土地改良区の運営基盤強化のための研修・人材育成
土地改良区機能強化支援事業　（農村振興局土地改良企画課）

「土地改良区運営基盤強化推進研修」において、
新任役員・職員向けの基礎的な内容に関する研修を実施
（研修内容）
- 土地改良区の現状と課題
- 土地改良区の業務運営と会計経理
- 経営収支の健全化に資する取組　　など

女性が働きやすい環境の整備
女性の就農環境改善・活躍推進事業　（経営局就農・女性課）

- 男女別トイレ
- 更衣室
- アシストスーツ　などの導入を支援

※　一般事業主行動計画の策定・公表や
施設等について利用する女性農業者の人数要件等あり

男女別トイレ
株式会社ほほえみ農園（愛知県西尾市）

- 女性スタッフの離職の理由の一つにもなっていた共用トイレを男女別トイレに改修
- 更衣室・休憩室も整備し、求人の際のPRが可能に

更衣室
有限会社アーティフル（熊本県熊本市）

- 新農場をオープンするも求人情報への反応はゼロ。働き手が足りず苦労した。
- 複数人が着替えられる更衣室を整備。

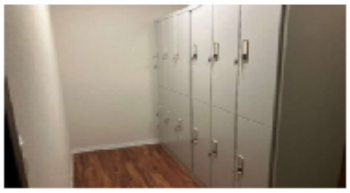

出典：経営局就農・女性課女性活躍推進室「農業における女性の活躍推進について　令和8年5月」

女性活躍推進のために優れた活動を行っている個人・団体を表彰
農山漁村女性活躍表彰　（経営局就農・女性課）

令和７年度における土地改良区の受賞

- **両総土地改良区**（千葉県、経営局長賞）
  土地改良区独自で検討委員会を設置し、女性理事３名を登用。
  「男女が共に参画する基盤整備事業の実施」に向け、女性理事が旗振り役となる。

- **四ヶ村堰土地改良区　清水監事**（山梨県、農山漁村男女共同参画推進協議会長賞）
  土地改良区役員会や地域の会合等で、総代・理事における女性の参画を促し、
  女性理事1名、女性総代2名の登用を実現。

出典：経営局就農・女性課女性活躍推進室「令和7年度 農山漁村女性活躍表彰 受賞個人・団体 活動概要」

Ⅲ．行動計画作成ツール

女性理事登用就任までのスケジュールを作成する手助けとして「行動計画作成ツール」をお示しします。

一年を四半期に分けた計画の白表に、添付のシールを張り付けるなどして、それぞれの土地改良区の実情に応じて、うまく活用いただければ幸いです。

行動計画作成については土地改良区運営基盤強化協議会が内容等の確認やフォローをさせていただきます。

行動計画の作成イメージ　※２年間で達成する例

年	期別	到達目標	年中行事	行動内容	組織間連携
令和8年度	第1四半期	理事長と事務局長との間で女性理事登用に向けた方針が共有される		手引きについて勉強会を開催する	協議会等が主催する研修会に参加する
	第2四半期	女性理事登用の方針が理事会で承認される	理事会 女性理事登用の方針を説明する	女性理事登用に関する想定問と回答を作成する	協議会を通して管内の取組みの状況を把握する
	第3四半期		先進地視察 女性理事登用を果たした改良区に聞き取りをする	女性理事候補者の経歴等を含むﾘｽﾄを作成する	JA/農業委員会等の団体と情報交換する
	第4四半期	女性理事登用に向け改良区の定款が変更される	理事会 総(代)会	総会で土地改良区の定款変更を議決する	協議会等に女性理事候補者を含めた意見交換会の開催を要請する
令和9年度	第1四半期	女性理事候補者の目途が立つ		女性理事候補者と話し合いを始める	
	第2四半期	女性理事候補者の理事就任の承諾が得られる	理事会	女性理事候補者にｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ参加していただく	協議会等に定款変更の手続き等の疑問点を問い合わせる
	第3四半期		収穫祭	女性理事候補者に地域のｲﾍﾞﾝﾄなどに参加していただく	
	第4四半期	土地改良区の理事に女性が登用される	理事会 総(代)会	選挙を行い女性理事を選任する	

期別	到達目標	年中行事	行動内容	組織間連携
第１ 四半期				
第２ 四半期				
第３ 四半期				
第４ 四半期				

女性理事登用に向けた行動計画作成のためのシール

到達目標シール

- 理事長と事務局長との間で女性理事登用に向けた方針が共有される
- 女性理事候補者の目途が立つ
- 女性理事登用の方針が理事会で承認される
- 女性理事候補者の理事就任の承諾が得られる
- 女性理事登用に向け改良区の定款が変更される
- 土地改良区の理事に女性が登用される
-
-

空欄シールは到達目標を自由記載

年中行事シール

- 総(代)会
- 理事会
- 監事会
- 運営委員会
- 管理委員会
- 意見交換会
- 先進地視察
- 役職員研修
- 通水式
- 収穫祭
-
-

空欄シールは年中行事を自由記載

行動内容シール

- 手引きについて勉強会を開催する
- (理事会等の会合で)女性理事登用の方針を説明する
- 女性理事登用を果たした改良区に聞き取りをする
- 女性理事登用に関する想定問と回答を作成する
- 近隣改良区と情報を交換する
- 各会合での挨拶で男女共同参画の情勢に触れる
- 女性理事候補者の経歴等を含むリストを作成する
- 女性理事候補者と話し合いを始める
- 女性理事候補者に会議にｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ参加していただく
- 女性理事候補者に地域のｲﾍﾞﾝﾄなどに参加していただく
- (員外理事導入に向けた)改良区の定款変更案を用意する
- (員外理事導入に向けた)改良区の定款変更を議決する
- 女性理事を選任する
-
-

空欄シールは行動内容を自由記載

組織間連携シール

- 土地改良区運営基盤強化協議会(協議会)等が主催する研修会に参加する
- 協議会等に定款変更の手続き等の疑問点を問い合わせたり、助言を求める
- 協議会を通して管内の取組みの状況を把握する
- 協議会等に女性理事候補者を含めた意見交換会の開催を要請する
- 女性員外理事の可能性を探るため、JA/農業委員会等の団体と情報交換する
-

空欄シールは組織連携を自由記載

付録

土地改良団体における男女共同参画の推進についてのアンケート結果

出典：令和７年度土地改良団体における実践的な男女共同参画支援業務によるアンケート結果
（全国161人の女性理事の回答）

Q　今後、土地改良区において女性が参画しやすい環境とするために何が重要だと思いますか。（複数回答可）

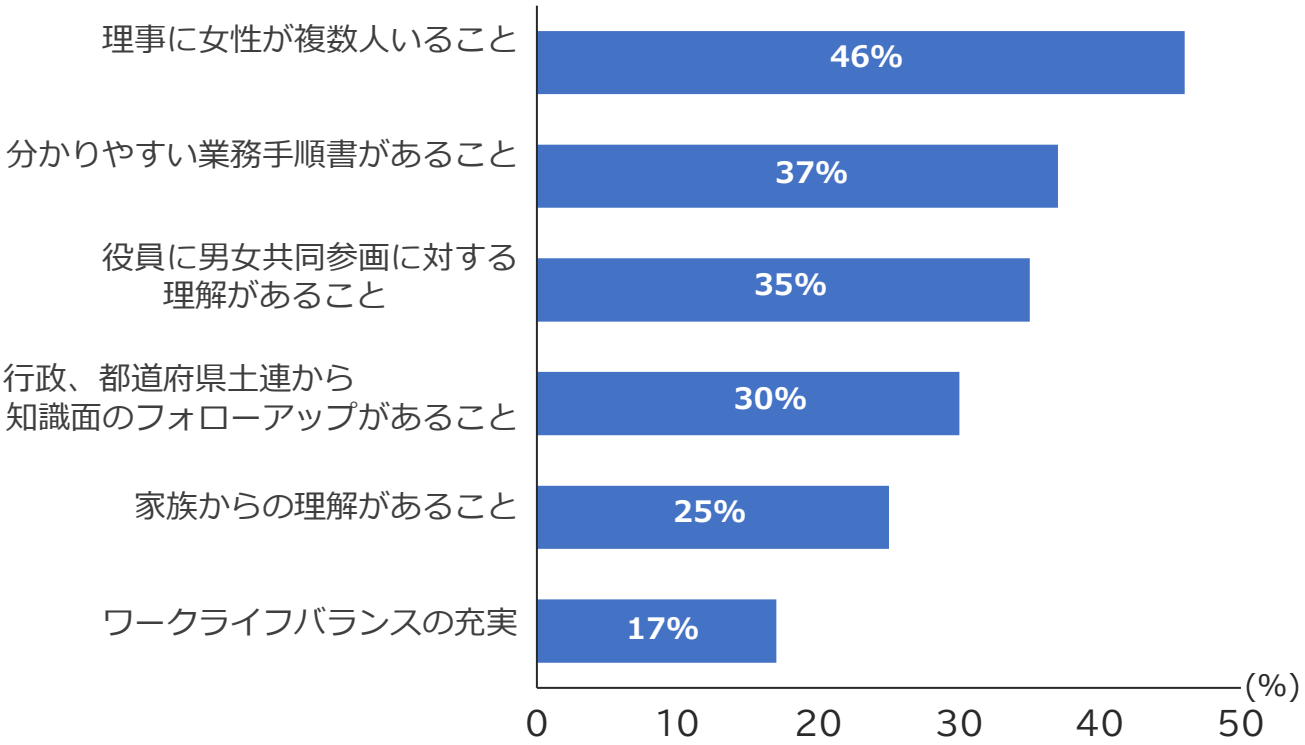

Q　理事の業務に必要な知識や技術を習得する機会はありますか。（未回答を除く）

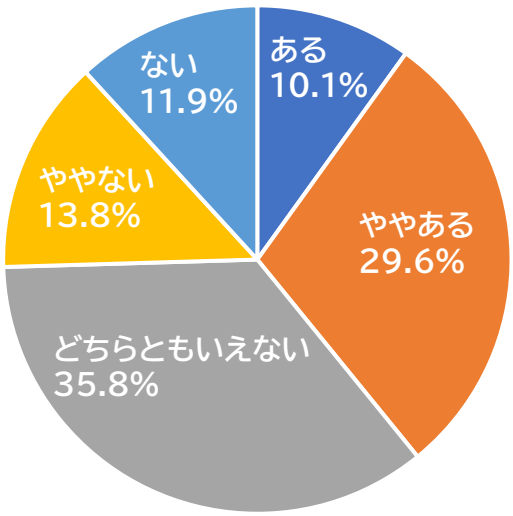

付録

土地改良団体における男女共同参画の推進についてのアンケート結果

Q　どのような方法で知識や技術を習得していますか。

・都道府県土連（水土里ネット女性の会を含む）の研修会、現地視察
・土地改良区が独自で開催する研修会、勉強会（講師を招くケースも）
・土地改良区が独自で作成した資料、業務手順書により
・理事・職員から教えてもらう
・会議及び組合員とのコミュニケーションの中で習得
・農業委員やJAなどとの交流の中で習得

Q　理事の業務と家庭や理事以外の仕事との両立は負担に感じますか。

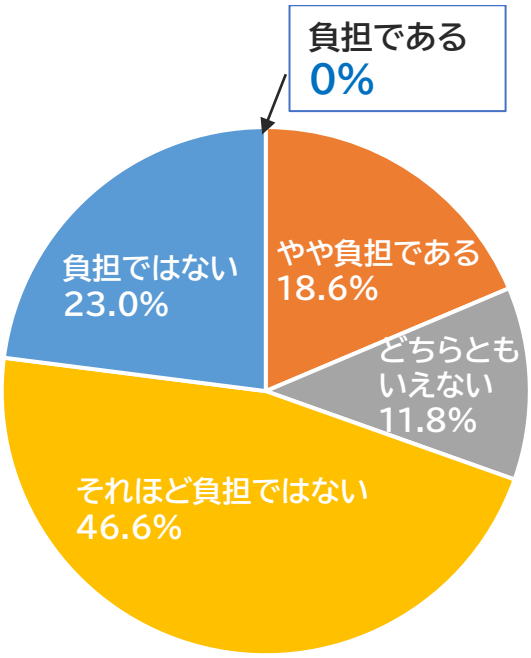

Q　理事としての業務を行う上で、ワークライフバランスの観点から必要だと思うことは何ですか。

・家族の協力体制
・業務の効率化（会議の書面又はweb開催、書面議決の採用など）
・各人の事情（育児、家事、介護など）に配慮した理事同士の協力体制づくり
・健康管理
・理事業務の年間スケジュールの共有
・会議の開催日時の配慮（夜、土日など）

付録

土地改良団体における男女共同参画の推進についてのアンケート結果

Q　理事として土地改良区の運営に参画して、特に頑張ったこと、改善したこと、他の土地改良区にも紹介したいことなどを教えてください。

☛　職員の職場環境の改善に関すること

・職員の給与等を改善したことで、職員のモチベーションが上がった。
この結果、職場の雰囲気は明るくなり、業務効率もUPした。

・女性の職員は人数が少ないことから、職場環境に関する要望を出しづらいと考え、女性の職員に聞き取りを行った。
聞き取った要望を理事同士で共有し、職場環境の改善を実現した。

☛　組合員との関わり方に関すること

・賦課金滞納者との面談において、場を和ませることで、
賦課金納付に応じてもらえた。

・離農を希望する組合員から相談を受け、丁寧に話し合いを重ねた結果、
営農を継続していただけることとなった。

・組合員から相談しやすいと言ってもらえた。
これまで土地改良区に言えずにいた悩みや相談などを話してくれる組合員が増えた。

☛　役員の意識などの変化に関すること

・就任して間もない理事に対する知識面でのフォローを通じて、役員同士のコミュニケーションが生まれている。

・育児休暇や介護休暇の取得に対して前向きな姿勢が生まれている。

付録

土地改良団体における男女共同参画の推進についてのアンケート結果

Q　理事として土地改良区の運営に参画して、特に頑張ったこと、改善したこと、他の土地改良区にも紹介したいことなどを教えてください。

☛ 広報・男女共同参画に関すること

・一般の方へ土地改良区を周知するため、広報活動を始めた。

・女性理事を増やすための普及・啓発活動を行った。
県内の女性理事の誕生の後押しとなった。

・次期以降の女性理事のために環境を整えている。

☛ 地域課題への対応に関すること

・耕作放棄地、賦課金未納への対策に奮闘中である。

☛ 女性理事個人の変化に関すること

・土地改良区が農業のために必要な組織であることが分かった。

・土地改良区の役員は、地域の人々との交流など、地域のために
あらゆることに尽力されてきたことが分かった。

・地域の役員を引き受けたことで交流範囲が広がり、情報取得がしやすく
なった。

女性参画は土地改良の発展、農業農村振興につながるか

地域に根ざし、地域とともに歩み
日本農業の基盤を支えていく土地改良区
その発展を目指し関係者一丸となって
前進しましょう！

『農業リーダーズサミット2025』において
全国土地改良事業団体連合会 室本専務理事からの意思表明

参考　農業委員、農業協同組合における男女共同参画について

農業委員及び農業協同組合については、
土地改良区と同様に、第６次男女共同参画基本計画など各種計画において
女性役員等の登用に向けた成果目標が掲げられ、取組が進められている。

第６次男女共同参画基本計画（令和８年３月閣議決定）
＜農業委員＞
女性委員が登用されていない組織数　⇒　令和12年度：０
農業委員に占める女性の割合　⇒　令和12年度：20%（早期）、更に30%を目指す

＜農業協同組合＞
女性役員が登用されていない組織数　⇒　令和12年度：０
役員に占める女性の割合　⇒　令和12年度：15%（早期）、更に20%を目指す

現状（最新値、各事業年度末現在）
農業委員に占める女性の割合　令和７年度：14.8%
役員に占める女性の割合　令和６年度：11.2%

国の窓口

事務局	電話番号	管轄	備考
北海道農政部農村振興局 農業施設管理課	011-231-4111	北海道	
東北農政局農村振興部 土地改良管理課	022-221-6252	青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県	
関東農政局農村振興部 土地改良管理課	048-740-0506	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県	
北陸農政局農村振興部 土地改良管理課	076-232-4532	新潟県、富山県、 石川県、福井県	
東海農政局農村振興部 土地改良管理課	052-223-4621	岐阜県、愛知県、 三重県	
近畿農政局農村振興部 土地改良管理課	075-414-9019	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	
中国四国農政局農村振興部 土地改良管理課	086-224-9410	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県	
九州農政局農村振興部 土地改良管理課	096-300-6432	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県	
沖縄総合事務局農林水産部 農村振興課	098-866-1652	沖縄県	